

ディスクロージャー分析 ～気候変動に関する開示分析～

2021.4.28

当ディスクロージャー分析レポートでは、JPX日経インデックス400（2021年3月現在）の3月末決算の会社（298社）のうち、2020年度の有価証券報告書に「気候変動」若しくは「気候関連」のキーワードを記載している会社を調査対象として、有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

はじめに

昨今、気候変動に関するリスクへの関心が高まっている。金融庁と東京証券取引所は3月31日の有識者会議で、上場企業に適用するコーポレートガバナンス・コード（企業統治指針）の改定案を示しており、脱炭素社会の実現に積極的な企業に資金を誘導するため、気候変動が事業に与えるリスクや対応策を開示するよう求めている。

気候変動に関連する情報は、主要国の金融当局で構成する金融安定理事会（FSB）が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言に沿って開示され、気温上昇の想定に基づいたリスク分析や、リスクを経営戦

略とどのように結びつけて対策をとるのかを投資家に分かりやすく伝えることが求められる。

しかしながら、気候変動に関するリスクは対象期間が長期にわたり、かつ不確実性も高いため定量的な評価が難しく、どのように開示していくか対応に苦慮している会社も多いものと考えられる。

調査結果について

2020年度の有価証券報告書に「気候変動」若しくは「気候関連」のキーワードを記載していた会社は151社（225件）あり、有価証券報告書のどの項目に記載しているかについては以下のとおりである。

項目	件数
企業の概況≫2【沿革】	1
事業の状況≫1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	68
事業の状況≫2【事業等のリスク】	128
事業の状況≫3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
事業の状況≫5【研究開発活動】	2
コーポレート・ガバナンスの状況等≫（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】	8
コーポレート・ガバナンスの状況等≫（3）【監査の状況】	2
コーポレート・ガバナンスの状況等≫（4）【役員の報酬等】	2
保証会社情報≫3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】	1
合計	225

【事業等のリスク】が128件、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】が68件と、この2つの項目が全体の9割近くを占めていた。

最も事例が多かった【事業等のリスク】にて、どのように開示しているかについては以下のとおりである。

	件数
「気候変動（リスク）」のみを項目立てして開示	53
「気候変動（リスク）」＋環境等を項目立てして開示	14
「気候変動（リスク）」＋自然災害等を項目立てして開示	10
環境リスク、環境規制等の中で「気候変動」について言及	29
自然災害等の中で「気候変動」について言及	14
その他外部事象等の中で「気候変動」について言及	8
合計	128

リスクの1つとして「気候変動（リスク）」を項目立てして開示しているケースがあわせて77件、他のリスクの中で「気候変動」について言及しているケースがあわせて51件と、概ね

6：4で項目立てしているケースの方が多数派であった。

以下では「気候変動」について記載している【事業等のリスク】の事例を紹介する。

1. リスクと対応策を表で開示し、具体的な削減目標を記載している事例 ブラザー工業(株)（抜粋）

項 目	リスクの内容・可能性・時期・影響の程度	対応策
10.環境 ・ 環境に関する社会的要請 ・ 環境規制、環境汚染	・ 環境に関する社会的要請 気候変動は、災害等による人的被害、操業の停止、サプライチェーンの断絶等、生産・販売活動に大きな影響を与える物理的リスクに加え、脱炭素社会への急速な移行に伴う法規制強化や対応コスト増、対応遅れによる販売機会喪失等の移行リスクを有し、グローバルに事業活動を展開する当社グループにとって、現在から将来にわたって極めて重要な課題であり、事業経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。 （以下 省略）	・ 環境に関する社会的要請 当社グループは気候変動の原因となっている温室効果ガス排出を削減するべく、2030年中期目標（2015年度比で30%削減）を設定し、SBT(Science Based Targets)として認定を受けております。この目標の達成に向けて、温室効果ガス排出量の80%以上を占める製品の部材調達、使用、廃棄段階での排出を削減するため、特に調達する部材の省資源化・再生利用、製品の省エネルギー性能の向上・リサイクル性向上等に注力して取り組んでいます。 また、当社は2020年2月に金融安定理事会が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の提言に賛同致しました。今後は複数の気候変動シナリオを用いて気候変動が当社グループの事業活動に与える財務的な影響を分析し、事業戦略の見直しも含めた適切な対応策の実施と適正な情報開示を行ってまいります。 （以下 省略）

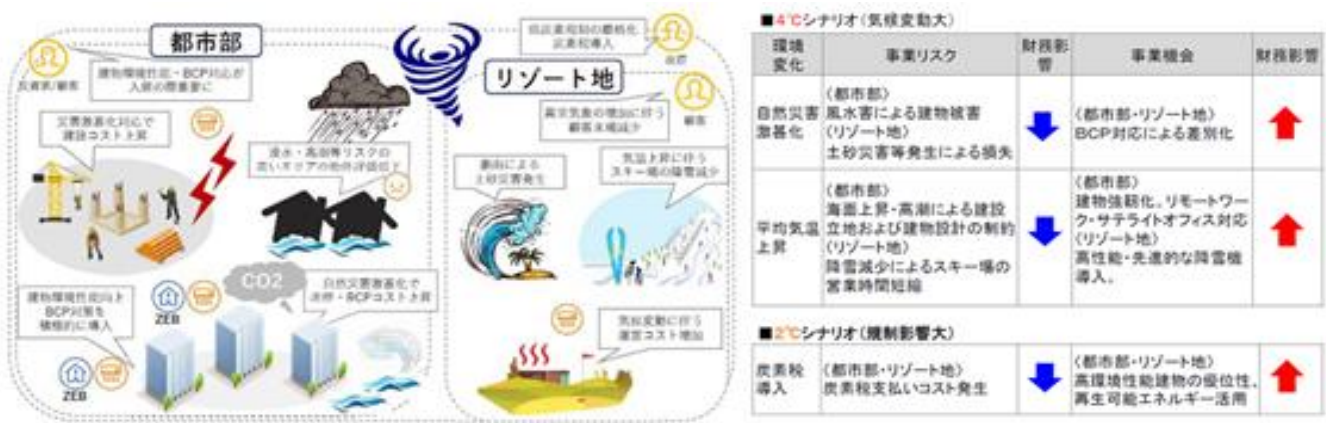
2. 図表を用いて開示し、4℃シナリオ（気候変動大）及び2℃シナリオ（規制影響大）での環境変化を踏まえたリスクと機会を記載している事例

東急不動産ホールディングス(株)（抜粋）

④ 気候変動リスク

当社グループでは1998年に定めた環境ビジョンに基づき、事業活動を通じて、継続的に環境課題への取り組みを推進しています。中でも気候変動については重要な課題であると認識しています。気候変動における移行リスクと物理リスクは、当社グループの事業への影響を及ぼす可能性があります。移行リスクとしては、炭素税など法規制の厳格化といった政策動向の変化、低炭素社会に対応できない企業に対する需要低下やレピュテーション悪化、物理リスクとしては、地球温暖化による降雪量減少によるスキー場運営事業への影響や、異常気象の激甚化による建物被害や工事期間の延長によるコスト増などが想定され、事業へ悪影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては、当社のコーポレートコミュニケーション部サステナビリティ推進室を主管部署とし、事業部門と協働してグループ横断的に取り組んでいます。取り組みの内容についてはサステナビリティ委員会で審議・協議し、必要に応じて取締役会に報告しています。また、当社は「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言」に2019年より賛同し、その取り組みについて議論する「TCFDコンソーシアム」にも参加しております。



3. 「気候関連財務情報開示タスクフォースの提言を踏まえた取組（気候変動リスク）」について記載している事例

S O M P Oホールディングス(株)（抜粋）

気候関連財務情報開示タスクフォースの提言を踏まえた取組（気候変動リスク）

当社グループは「気候関連財務情報開示タスクフォース（以下「TCFD」といいます。）」に賛同し、気候変動に対する様々な取組と透明性の高い情報開示を行っております。TCFD提言により開示を推奨されている情報のうち、事業等のリスクに関連する内容は以下のとおりであります。

なお、「気候変動リスク」は、経営戦略に関する「重大リスク」とも位置付け、気候変動による風水災損害の増大および脱炭素社会への移行に伴うレピュテーションや資産価格への影響のそれぞれに対し、対応策を実施しております。

<気候変動への対応体制>

当社グループは、気候変動による想定を超える風水災損害の発生や脱炭素社会への移行に伴うレピュテーション毀損や資産価格への影響などの気候変動リスクについても、グループに重大な影響を及ぼす可能性があるリスク（重大リスク）と認識し、役員が責任者となって対策を実施しております。このうち、脱炭素社会への移行に伴うリスクについては、グループC O Oを議長、グループ各社の役員クラスをメンバーとした「サステナビリティ・C S R協議会」において状況把握、協議を行い、必要に応じて経営執行協議会（M A C）に報告する体制を構築しております。また、社内外のステークホルダーとの対話を、社会・経済の変化をとらえ、当社グループへの期待を把握し、グループの事業を発展させる重要な機会と位置づけ、継続的に実施しております。

<自然災害激甚化に伴うリスクへの対応>

当社グループの国内損害保険事業および海外保険事業においては、気候変動に伴う風水災の頻発や自然災害の激甚化によって支払保険金が増加し、保険引受収支が悪化する等の影響が生じることにより、安定した保険の提供が難しくなる可能性があります。

風水災リスクに関しては、従来からストレステストを実施し、経営に重大な影響を及ぼすストレスシナリオが顕在化した場合の影響を定量的に評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性を検証しております。また、2018年より、「アンサンブル気候予測データベース：d 4 P D F」（注）を活用し、気象・気候ビッグデータを用いた台風・豪雨に関する大規模分析を行い、気温が2℃または4℃上昇した気候下における災害の平均的な傾向変化や極端災害の発生傾向を定量的に把握する取組を進め、中長期にわたる自然災害の影響の定量分析・把握に努めております。

（注）d 4 P D Fは、文部科学省の気候変動リスク情報創生プログラムにて開発されたアンサンブル気候予測データベースであります。多数の実験例（アンサンブル）を活用することで、台風や集中豪雨などの極端現象の将来変化を、確率的に、かつ高精度に評価することが可能であります。また、気候変化による自然災害がもたらす未来社会への影響についても確度の高い結論を導くことができるという特徴があります。

<脱炭素社会への移行に伴うリスク・機会への対応>

脱炭素社会への移行に向けた法規制の強化やテクノロジーの進展が、産業構造および地域社会の変化をもたらし、保険ニーズの変化、株式などの運用資産の価値毀損等、当社グループの将来の業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。一方で、産業構造の変革は、新たな保険ニーズやマーケットの創出などのビジネス機会の拡大をもたらすと捉えております。

当社グループは、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）の「共通社会経済経路（S S P：Shared Socioeconomic Pathways）」にある、気候変動への対策が十分になされず、経済発展が鈍化すると想定した場合の「地域分断社会シナリオ（S S P 3）」や一定の経済発展の下、気候変動への対策が効果的に講じられると想定した場合の「持続可能な社会シナリオ（S S P 1）」を想定した様々な取組を行っております。

運用資産の価値毀損のリスクについては、気候変動等のトレンドが運用ポートフォリオに与える影響の定量的な検証を進めております。

4. 対応の詳細については、他の記載箇所を参照としている事例

(株)丸井グループ（抜粋）

② 気候変動に関するリスク

- ・台風・豪雨等による店舗・施設の被害
- ・規制強化にともなう炭素税等の導入

（影響）

台風・豪雨等の水害発生による店舗の被害および炭素税の導入等による費用の増加等、当社グループの財務状況および業績が影響を受ける可能性があります。

（対応策）

当社グループは気候変動によるリスクへの適切な対応および成長機会の取り込みが重要であると考えています。気候変動への取り組みとTCFDへの対応の詳細は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ■ 気候変動への取り組みとTCFDへの対応」において記載しています。

おわりに

現状の有価証券報告書の気候変動の記載には、TCFD賛同表明のみの記載も見られた。有価証券報告書は金商法上の罰則規定もあるので将来情報の開示はなかなか難しいが、少なくとも欧米企業が行っているスコープ1の排出量の現状くらいは開示することが望ましい。

コーポレートガバナンス・コードに法的な拘束力はないが、従わない場合は理由の説明を求めている。情報開示が不十分な場合には、ESG（環境・社会・企業統治）の観点で選別を強め

る投資マネーを呼び込めなくなる恐れがある。TCFDのフレームワークに基づいて開示を行うことで、会社にとっては投資家との対話が促進されるのはもちろん、自社の気候変動のリスクや機会を整理することができ、経営の強化にもつながることが期待できる。そのため、気候変動を単なる回避すべきリスクではなく、新たな社会的価値を創造できる機会と考えて、今後も変化し続ける気候変動の情勢に対応することが望まれる。

以 上